

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 5 月 8 日

申請者 フリガナ  
氏名又は名称 株式会社 マニヨー

住所 檜原市 石川町 300-19

代表者氏名 代表取締役 吉川智也

電話番号 0744-46-9908

FAX番号 0744-46-9952

メールアドレス manyo.nara.kuni@gmail.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 上下水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	磯城郡 水道企業団企業長	
18	高取町 水道事業管理者	
19	明日香村 水道事業管理者	
20	上牧町 水道事業管理者	
21	王寺町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	広陵町 上下水道事業管理者	
23	河合町 水道事業管理者	
24	吉野町 水道事業管理者	
25	大淀町 上下水道事業管理者	
26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 6年 5月 8日

届出者

氏名又は名称 株式会社 マンヨー  
住 所 檜原市石川町300番地の19  
代表者 氏名 代表取締役 吉川智也

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	マンヨー 株式会社 マンヨー		
住 所	檜原市石川町300番地の19		
フリガナ 代表者の氏名	ヨシカワ トモヤ 代表取締役 吉川智也		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
(1) 事業者の住所	高市郡高取町大字清水谷1300番地350	檜原市石川町300番地の19	
(4) 事業所の名称	株式会社マンヨー 檜原営業所	株式会社マンヨー	
事業所の所在地	檜原市鳥屋町1番25号	檜原市石川町300番地の19	
役員の氏名		代表取締役 吉川智也 取締役 吉川節子 取締役 吉川スミ子	

（備考）この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和6年5月8日

申請者

氏名又は名称 株式会社マンヨー

住 所 檜原市石川町300-19

代表者氏名 代表取締役 吉川 智也

水道事業者 殿

## 履歴事項全部証明書

奈良県橿原市石川町300番地の19  
株式会社マンヨー

会社法人等番号	1500-01-012020	
商 号	株式会社マンヨー	
本 店	<u>奈良県橿原市鳥屋町1番25号</u>	令和 1年 5月30日移転
		令和 1年 5月30日登記
奈良県橿原市石川町300番地の19		令和 6年 4月23日移転
		令和 6年 4月23日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成20年10月1日	
目的	1. 挿発油、灯油、潤滑油、その他石油製品の販売 2. ガスその他燃料類の販売 3. 石鹼、その他油脂工業製品の販売 4. 家庭用電化製品、家庭用ガス及び石油器具の販売 5. 家具、浴槽、トイレ、キッチン等の住宅設備機器の販売 6. 健康食品、健康器具、衣類、装飾品、貴金属品、宝石、美術工芸品、日用雑貨品の販売 7. 建築土木用資材、電気工事用資材の販売 8. 空調設備工事、給排水設備工事、衛生設備工事、消火栓設備工事、厨房設備工事、換気設備工事、電気工事、電気通信工事、配管工事、ガス工事の設計・施工・監督・メンテナンス並びに工事請負 9. 建築工事の設計・管理並びに工事請負 10. 土木工事、舗装工事、造園工事、上下水道設備工事、コンクリート工事の設計・施工・監督・メンテナンス並びに工事請負 11. 屋根工事、内装仕上工事、外壁工事、タイル工事、石工事、塗装工事、外装部塗装吹付工事、板金工事の設計・施工・監督並びに工事請負 12. 建物解体工事の請負 13. 一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬及び処理・再生に関する業務 14. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理 15. ビル・マンションの各種清掃及び保安管理業務 16. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業 17. 太陽光による発電事業及び電力の販売並びにその管理及び運営 18. 再生可能エネルギーによる発電事業及び電力の販売並びにその管理及び運営 19. 太陽光を利用した発電機械器具及びその関連製品の企画・開発・設置・販売・施工 20. 再生可能エネルギーを利用した発電機械器具及びその関連製品の企画・開発・設置・販売・施工 21. 古物商及び金属くず業	

奈良県橿原市石川町 300 番地の 19  
株式会社マンヨー

	2.2. 前各号に附帯関連する一切の事業 平成 26 年 12 月 22 日変更	平成 26 年 12 月 22 日登記
発行可能株式総数	500 株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100 株	
資本金の額	金 500 万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 吉川 智也	平成 30 年 12 月 25 日重任 令和 1 年 5 月 30 日登記
	取締役 吉川 節子	平成 30 年 12 月 25 日重任 令和 1 年 5 月 30 日登記
	取締役 吉川 久仁子	平成 30 年 12 月 25 日就任 令和 1 年 5 月 30 日登記
	奈良県高市郡高取町大字清水谷 1300 番地 350 代表取締役 吉川 智也	平成 30 年 12 月 25 日重任 令和 1 年 5 月 30 日登記
登記記録に関する 事項	設立	平成 20 年 10 月 1 日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。  
(奈良地方法務局管轄)

令和 6 年 5 月 7 日  
奈良地方法務局中和支局  
登記官

和田 谷 喜 洋



# 定 款

株式会社マンヨー

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社マンヨーと称する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 撥発油、灯油、潤滑油、その他石油製品の販売
2. ガスその他燃料類の販売
3. 石鹼その他油脂工業製品の販売
4. 家庭用電化製品、家庭用ガス及び石油器具の販売
5. 家具、浴槽、トイレ、キッチン等の住宅設備機器の販売
6. 健康食品、健康器具、衣類、装飾品、貴金属品、宝石、美術工芸品、日用雑貨品の販売
7. 建築土木用資材、電気工事用資材の販売
8. 空調設備工事、給排水設備工事、衛生設備工事、消火栓設備工事、厨房設備工事、換気設備工事、電気工事、電気通信工事、配管工事、ガス工事の設計・施工・監督・メンテナンス並びに工事請負
9. 建築工事の設計・管理並びに工事請負
10. 土木工事、舗装工事、造園工事、上下水道設備工事、コンクリート工事の設計・施工・管理並びに工事請負
11. 屋根工事、内装仕上工事、外壁工事、タイル工事、石工事、塗装工事、外装部塗装吹付工事、板金工事の設計・施工・監督並びに工事請負
12. 建物解体工事の請負
13. 一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬及び処理・再生に関する業務
14. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理
15. ビル、マンションの各種清掃及び保安管理業務
16. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
17. 太陽光による発電事業及び電力の販売並びにその管理及び運営
18. 再生可能エネルギーによる発電事業及び電力の販売並びにその管理及び運営
19. 太陽光を利用した発電機械器具及びその関連製品の企画・開発・設置・販売・施工
20. 再生可能エネルギーを利用した発電機械器具及びその関連製品の企画・開発・設置・販売・施工
21. 古物商及び金属くず業
22. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を奈良県高市郡高取町に置く。

奈良県橿原市石川町 300-19

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、500株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の発行する株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 8 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めのある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 10 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならぬ。

(基準日)

第 11 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主(以下、「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会



において権利を行使することができる株主とする。  
ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、当該基準日後に、  
株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時総会株主において権利を行使する  
ことができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は登録株主質権者として権利を行使することができる者を確  
定するために必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を  
定めることができる。
- 3 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社  
所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なけ  
ればならない。届出事項等に変更を生じた場合も、その事項につき、同様とする。

### 第3章 株 主 総 会

(招 集)

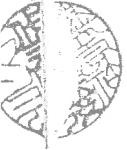
- 第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時  
株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。
- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役の過半数の決定により  
社長がこれを招集する。社長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定め  
られた順序により、他の取締役がこれを招集する。
  - 3 株主総会を招集するには、会日より3日前(会社法第298条第1項第3号又は  
第4号に掲げる事項を定めた場合は2週間前)までに、議決権を有する各株主に  
対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第14条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意が  
あるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場  
合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故若しくは支障があるときは、  
あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。



### (決議)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

### (株主総会の決議の省略)

- 第17条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があつた場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。
- 2 前項の場合には、株主総会の決議があつたものとみなされた日から10年間、同項の書面を当会社の本店に備え置くものとする。

### (議決権の代理行使)

- 第18条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

### (株主総会議事録)

- 第19条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

## 第4章 取締役及び代表取締役

### (取締役の員数)

- 第20条 当会社の取締役は5名以内とする。

### (取締役の選任)

- 第21条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第22条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 棄欠又は増員で専任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

- 第23条 当会社に取締役2人以上いるときは代表取締役1人を置き、取締役の互選によつて定める。
- 2 代表取締役は社長とする。
- 3 取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。

(取締役の報酬等)

- 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の大家として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

- 第25条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

- 第26条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株式名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

- 第27条 剰余金の配当は、支払い提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の最低額)

- 第28条 当会社の設立に際して出資される財産の最低額は次のとおりとする。  
金5,000,000円

(設立時発行株式に関する事項)

第29条 当会社の設立時発行株式に関する事項は、次のとおりとする。

発起人が割り当てを受ける設立時発行株式の数

普通株式 100株

設立時発行株式と引換えに払込む金銭の額

1株につき 金50,000円

成立後の株式会社の資本金の額に関する事項

資本金 金5,000,000円

(最初の事業年度)

第30条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成21年9月30日までとする。

(設立時取締役)

第31条 当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 吉川 智也

設立時取締役 吉川 節子

設立時取締役 西川 寛史

(発起人)

第32条 発起人の氏名、住所並びに発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及びその払込金額は、次のとおりである。

奈良県橿原市雲梯町899番地

普通株式 100株 金5,000,000円

吉川 智也

(定款に定めのない事項)

第33条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他法令の定めるところによる。

(施行日)

第34条 この定款の変更は、平成27年1月1日から施行する。

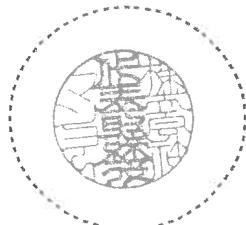
この定款は、当会社の現行定款に相違ありません。

平成30年 / 月 / 日

(本店) 奈良県高市郡高取町大字清水谷1300番地350

(商号) 株式会社マンヨー

代表取締役 吉川 智也



2024年4月23日

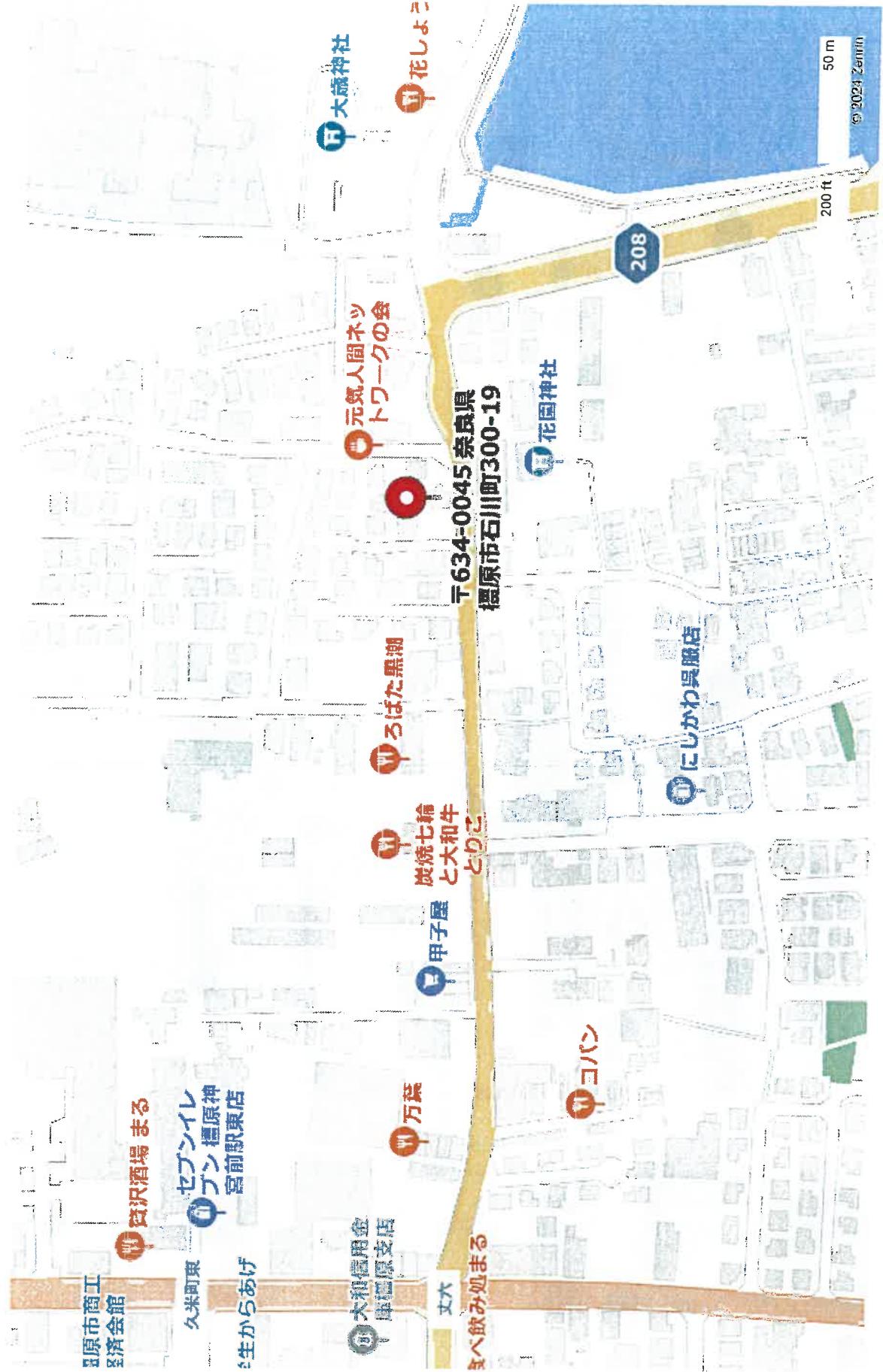
〒634-0045 奈良県橿原市石川町300-19

株式会社 マンヨー

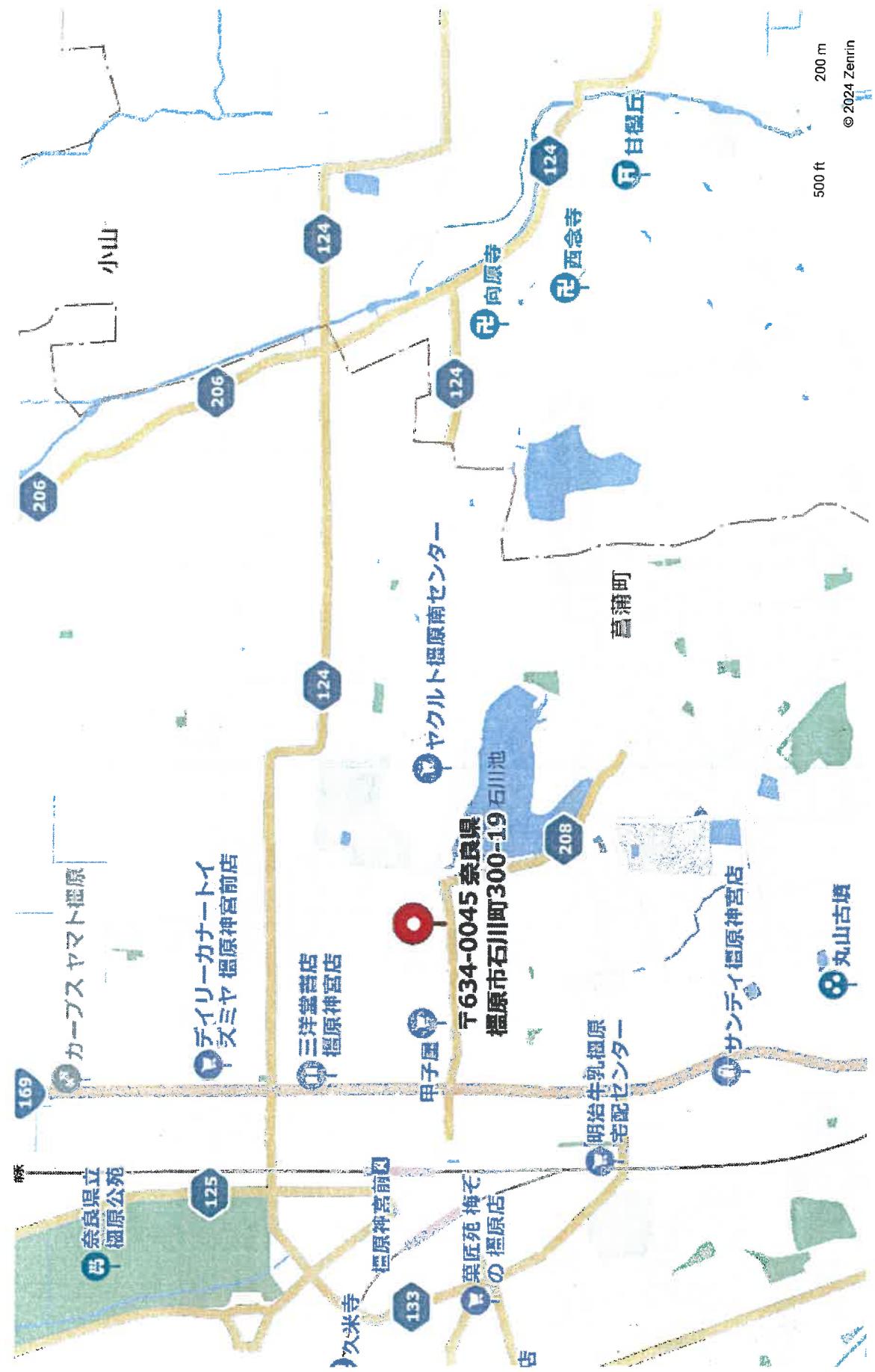
代表取締役 吉川 智也

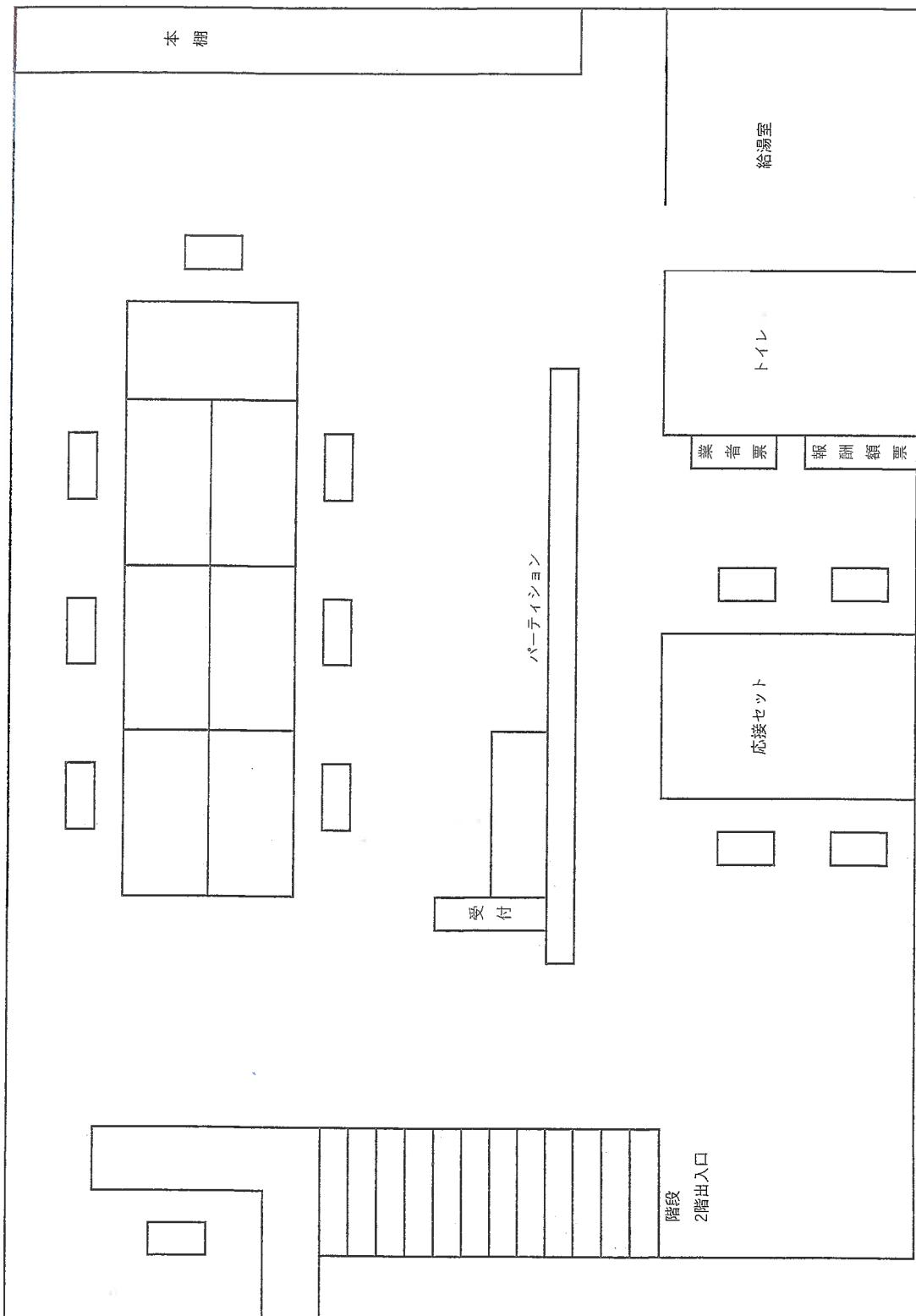


この定款は原本に相違ありません



事務所の地図







内観



外観



駐車場